

熊工経営同友会

同友会規約

令和2年2月

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、熊工経営同友会と称す。

(目的)

第2条 本会は会員相互の真義を重んじ親睦を深め、母校の発展を図り、併せて公共社会に寄与する事を目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を熊本市に置く。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の品位向上に関する施策。
2. 会員相互の親睦、互助並びに福利厚生に関する事。
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 会員

(会員の種類及び資格)

第5条 本会は次の会員で組織する。

1. 正会員 熊工卒業者で、経営者又は管理職にある者と理事会で承認された者とする。
2. 名誉会員 原則として、会員在籍10年以上で75才以上の者にして、理事会で承認した者。
3. 賛助会員 個人又は団体で本会の趣旨に賛同する者。

(入会手続)

第6条 入会希望者は会員2名の推薦により、入会申込書を提出し理事会の承認を得た後、細則に定められた金額を添えて本会に申し込まなければならない。

(会費)

第7条 本会の年会費は、細則に定めた金額とする。

(納入金の返戻)

第8条 会員は本会に納入した会費、入会金の返戻を求めることはできない。

( 退 会 )

第 9 条 会員が退会しようとするときは本会に申出なければならない。  
期限内に年会費等を未納の者は脱会したものと看做す。

( 資格の喪失 )

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときはその資格を失う。

1. 死亡
2. 破産
3. 禁治産
4. 禁固以上の刑に処せられた者
5. 除名

( 除 名 )

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合は理事会の決議によって除名することが出来る。

1. 本会の名誉を傷つけようとする行為があったとき。
2. 1 年以上、会費を滞納し催告に応じないとき。

## 第 3 章 役 員

( 役 員 )

第 12 条 会に次の役員を置く。

1. 10 名以内とし、このうちより会長 1 名、副会長 2 名、事務局長 1 名、  
会計 1 名を選出する。
2. 監事 2 名

( 役員を選任 )

第 13 条 理事及び監事は総会において正会員の内から選任する。

1. 会長、副会長、事務局長、会計は理事の互選とする。
2. 監事はこの会の理事を兼ねる事はできない。

( 役員任期 )

第 14 条 役員任期は 2 年とする。但し、再選を妨げない。

1. 役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

( 役員の職務 )

- 第 15 条 会長はこの会を代表し会務を総理する。
1. 副会長は会長を補佐し、会長の指揮を受けた会務を掌握する。
  2. 理事は規約又は総会の決議に基き本会の事業の執行を図る。
  3. 会計は経理を総括する。
  4. 監事は、本会の財産の状況及び理事の職務執行の状況を監査する。

( 名誉会長・相談役及び顧問 )

- 第 16 条 本会に名誉会長・相談役及び顧問を置くことができる。
1. 名誉会長・相談役及び顧問は会長の推薦に基づき理事会に諮って委嘱する。

## 第 4 章 会 議

( 会議の種類 )

- 第 17 条 会議は、総会、理事会の二種とする。

( 総会 )

- 第 18 条 総会は通常総会、臨時総会の二種とする。
1. 会員は委任状を提出して出席に替えることができる

( 総会の招集 )

- 第 19 条 総会は会長が招集する。

( 通常総会 )

- 第 20 条 通常総会は毎年 1 回開くものとする。

( 臨時総会 )

- 第 21 条 会長は理事会からその事由を示し総会開催の要求があった時は臨時総会を招集しなければならない。

( 審議事項 )

- 第 22 条 総会では次の事項を審議する。
1. 事業計画及び予算に関する事項
  2. 規約の変更に関する事項
  3. 役員の選任
  4. その他重要な事項

( 理事会 )

第 23 条 理事会は理事を以って組織し、会長が随時召集し総会に提出する議案並びに通常の会務の執行に必要な事項を掌る。

1. 監事は理事会に出席して意見を述べる事が出来る。  
但し、議決に加わることは出来ない。

( 議事 )

第 24 条 会長は会議の議長となる。

1. 総会は会員の 2 分の 1 以上、理事会は理事の 2 分の 1 以上出席しなければ開会する事は出来ない。
2. 総会の議事は本規約で定める場合の外、出席した会員の 2 分の 1 以上で決し、理事会の議事は出席した理事の 2 分の 1 以上で決する。  
可否同数の時は議長の決するところによる。

( 会員の表決権 )

第 25 条 本会において、正会員以外の者は表決権を有しない。

## 第 5 章 資産及び会計

( 資産の構成 )

第 26 条 本会の資産は次の各号により構成する。

1. 入会金、会費、賛助会費
2. 事業に伴う収入
3. 資産から生ずる果実
4. 寄附金品
5. その他の収入

( 経費の支弁 )

第 27 条 本会の経費は、会費その他の収入で支弁する。

( 事業年度 )

第 28 条 本会の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 雑 則

( 規約の変更 )

第 29 条 本会の規約の変更をしようとする時は、総会において総会員の過半数以上の同意を得なければならない。

第 30 条 本会規則の施行について必要な規定は、会長が理事会に諮り細則で定める。

## 附 則

本会則は昭和 58 年 1 月 1 日より施行する。

平成 20 年 2 月 15 日改正。